

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.110

No.110 2018.2.20

■「働き方改革」の嘘が暴かれた！

1月29日衆議院予算委員会において、安倍首相は「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」と答弁し、あたかも裁量労働制で働く労働者の方が一般の労働者よりも労働時間が短いかなような主張を行いました。

しかし、首相答弁の出所である「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」からは、そのような結果を導くことはできないことが、上西充子法政大学キャリアデザイン学部教授の検証等で明らかとなり、野党の追及を受けて首相は答弁の撤回に追い込まれました。

その後、2月19日行われた厚労省の釈明によれば、答弁の元となった調査では、一般の労働者は1か月間で時間外労働が最も長い日の時間を聞いていたのに対し裁量労働制で働く人に対しては1日の労働時間を聞く内容になっており、単純比較できないデータであったこと、一般の労働者では、1日の時間外労働の時間が「15時間を超える」と回答した事業所が9件あったほか、「1日45時間」等の明らかな誤回答がそのまま調査結果に盛り込まれていたケースが少なくとも3件あったということでした。その上で、厚労省は、裁量労働制で働く労働者の労働時間が一般の労働者よりも短いというデータは存在しないことを認めました。同日の衆議院予算委員会で、

加藤勝信厚労大臣は、「比較は不適切だった。深くお詫び申し上げます。」と陳謝しました。

他方、2013年にJILPTが厚労省の要請に基づき行った調査では、裁量労働制の労働者は一般の労働者よりも長時間労働の割合が高くなっています（「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果」）。

政府はこの調査結果を知らないはずがなく、企画業務型裁量労働制の拡大を推し進めるために、裁量労働制で働く労働者の方が一般労働者よりも時間外労働が短いというデータを意図的に作出したとの疑いが払しょくできません。

政府は首相答弁の撤回という異例の事態に追い込まれてもなお、働き方改革一括法案を推し進める姿勢を貫いていますが、このような虚偽にまみれた「働き方改革」一括法案をこのまま成立させるわけにはいきません。政府に対し、「高プロと裁量労働制の拡大」を断念し、一括法案を個別の法案に分けて審議することを強く求めています！



【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790